令和4年度

決算審査意見書等説明資料

広島県歳入歳出決算審査意見書 広島県基金運用状況審査意見書 広島県公営企業決算審査意見書 健全化判断比率審査意見書 資金不足比率審査意見書

広島県監査委員

目 次

令和4	年度	[広島県歳入歳出決算審査意見書(概要)
第1	審	香査の概要
	1	審査の対象1
	2	審査の趣旨1
	3	審査の実施内容1
第2	審	『査意見
	1	審査の結果1
	2	総括意見 ·······1
	3	留意改善を要する事項2
令和4	年度	E広島県基金運用状況審査意見書(概要)
1	審查	での対象
2	審查	fの趣旨6
3	審查	での実施内容
4	審查	Eの結果及び意見6
5	運用	月の状況
令和4	年度	医広島県公営企業決算審査意見書 (概要)
1	審查	での対象
2		15の趣旨
3	審查	での実施内容
4	審查	での結果
事業	会計	別
< 1	>)	広島県病院事業会計8
< 2	; >)	広島県工業用水道事業会計10
< 3	>)	広島県土地造成事業会計10
< 4	. >)	広島県水道用水供給事業会計11
< 5	>)	広島県流域下水道事業会計12

令和4	4年度健全化半	川断比率審査意見書(概要)
1	審査の対象	14
2	審査の趣旨	14
3	審査の実施内	7容14
4	審査の結果	14
5	健全化判断以	と率の状況14
令和4	1年度資金不足	2比率審査意見書(概要)
令和 4 1		2比率審査意見書(概要) 15
令和 4 1 2	審査の対象	
1	審査の対象 審査の趣旨	15
1 2	審査の対象 審査の趣旨 審査の実施内	15 15
1 2 3	審査の対象 審査の趣旨 審査の実施内 審査の結果	

令和4年度広島県歳入歳出決算審査意見書(概要)

第1 審査の概要 (意見書 P1)

1 審査の対象

広島県一般会計及び広島県証紙等特別会計など11の特別会計

2 審査の趣旨

一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の審査に当たっては、決算その他関係書類が法令等に適合し、かつ計数は正確であるか、予算は議決の趣旨にのっとり合理的かつ効率的に執行されているか、会計経理事務は関係法規等に準拠して適正に行われているか、財産の管理は適正になされているか、などの点に主眼をおき、広島県監査委員監査基準に準拠して実施した。

3 審査の実施内容

知事から提出された決算書及び附属書類の計数を点検し、 関係諸帳簿及び証拠書類等との照合確認を行うとともに、関係当局の説明を聴取し、既に実施した監査、検査の結果も参考にして 慎重に行った。

第2 審査意見

1 審査の結果 (意見書 P2)

上記のとおり審査した限り、重要な点において、審査に付された一般会計及び 11 の特別会計 の歳入歳出決算書及び附属書類は、法令等に適合し、いずれもその計数が正確であると認められた。

また、一般会計及び特別会計に係る予算の執行、会計経理事務の処理、財産の管理などについては、一部に留意改善を要する事項があるものの、議決の趣旨、関係法令等にのっとり、おおむね適正と認められた。

2 総括意見 (意見書 P2~4)

〇 決算の状況

【一般会計】 (単位:円、%)

区分	令和3年度	令和4年度	増減額	対前年度比
歳入	1, 348, 528, 054, 377	1, 277, 874, 258, 338	△70, 653, 796, 039	94.8
歳出	1, 319, 832, 929, 965	1, 256, 447, 030, 280	△63, 385, 899, 685	95. 2
差引	28, 695, 124, 412	21, 427, 228, 058	△7, 267, 896, 354	74. 7

【特別会計】 (単位:円、%)

区分	令和3年度	令和4年度	増減額	対前年度比
歳入	552, 843, 707, 105	554, 245, 716, 121	1, 402, 009, 016	100. 3
歳出	535, 807, 093, 743	541, 571, 809, 272	5, 764, 715, 529	101. 1
差引	17, 036, 613, 362	12, 673, 906, 849	△4, 362, 706, 513	74. 4

〇 本県の財政状況

財政構造の持続可能性を判断する指標である将来負担比率は 200.4%と、前年度に比べ 3.8 ポイント悪化し、財政構造の弾力性を示す指標である経常収支比率も 92.9%と、前年度に比べ 5.3 ポイント悪化している。

高齢化の進展等による社会保障関係費の増加や公債費の高止まりが続く中、平成30年7月 豪雨災害への対応などにより、依然として厳しい状況になっており、今後、様々な情勢が不透 明な中においては、厳しい財政状況が続くことが見込まれる。

〇 総括意見

今後とも、将来負担額の縮減に努めるとともに、県民に対する事業成果等の説明責任に留意 しつつ、次に掲げる事項について、継続的な点検と一層の改善を求める。

3 留意改善を要する事項

(1) 県勢発展に必要な施策を安定して推進できる財政運営 (意見書 P5~6)

本県では、県勢発展に必要な施策を安定して推進できる、しなやかな財政運営を行っていく ため、「中期財政運営方針」に基づき、経営資源の最適配分に向けた取組や県税の徴収強化の 取組等を進めている。

県債全体の残高は、令和4年度末で2兆4,860億円余となり、前年度に比べ29億円余減少しているものの、実質的な県債残高は、令和4年度末で1兆2,177億円余となり、前年度に比べ93億円余増加している。

今後も厳しい財政状況が続くことが見込まれることから、県勢発展に必要な施策を安定して 推進していくため、「中期財政運営方針」に掲げる取組を着実に実施し、将来負担比率の抑制 に努める必要がある。

なお、臨時財政対策債の償還財源は、後年度の地方交付税に反映される仕組みではあるが、 国の財政状況が厳しい中、将来にわたり交付税措置が確実に行われるか懸念されることから、 臨時財政対策債の廃止や地方交付税の法定率の引き上げを含めた地方交付税制度の抜本的な 見直し及び償還財源の確保について、引き続き国に対し要望していく必要がある。

(2) 収入未済の早期解消と不納欠損の適正処分 (意見書 P6~9)

ア 収入未済額の縮減と新規滞納の発生防止

一般会計及び特別会計の収入未済額は、59億7,747万円余で、滞納整理の促進や滞納発生の未然防止などの取組を着実に実施した結果、前年度に比べ3億3,951万円余、5.4%の減となっている。

引き続き収入未済の発生を抑制する取組を着実に進めるとともに、発生した収入未済については、債権の特性に応じた取組を効果的に進めていく必要がある。

(ア) 県税

- ① 県税の収入未済額は、39億1,281万円余(滞納処分停止中の1億5,367万円余及び 徴収猶予中の徴収猶予中の9億8,821万円余を含む。)で、前年度に比べ2億7,665万 円余、6.6%減少し、収入率は98.8%と、前年度に比べ0.1ポイント上昇している。 引き続き、徴収対策の推進に努めるとともに、徴税コストの縮減につながる取組に ついて、検討する必要がある。
- ② 県税の収入未済額の 57.9%を占めている個人県民税の収入未済額は、22 億 6,610 万円余で、前年度に比べ1億5.314万円余、6.3%減少している。

個人県民税の徴収対策として進めてきた直接徴収や併任徴収による滞納整理の取組 の効果を検証しつつ、収入未済の早期解消に努めるとともに、特別徴収の徹底に向け ては、市町と連携を図りながら、県の果たすべき役割を不断に実施していく必要があ る。

(イ) 県税以外

① 税外債権の収入未済額の縮減・整理については、令和3年度から令和7年度までの5年間の中期(縮減)目標を設定し、広島県債権管理会議における取組方針に基づき、組織的債権管理や滞納債権発生防止など、債権の適正管理や債権管理の高度化・効率化に向けた取組を推進している。

中期(縮減)目標では、令和3年度から令和7年度までの5年間で2億円の縮減を 掲げており、達成に向けて、組織的な取組を引き続き進めていく必要がある。

- ② 県税並びに県税に係る確定延滞金等を除く一般会計の収入未済額は、5億8,721万円余で、前年度に比べ770万円余の減となっているが、依然として多額であることから、本庁と地方機関が一体となり、収入未済の解消に向けて努めていく必要がある。
- ③ 特別会計の収入未済額は、13 億 8,171 万円余で、前年度に比べ 3,855 万円余の減となっているが、依然として多額であることから、各債権管理マニュアル等に基づき、適正な債権管理に努めるとともに、収入未済の解消に向けて努めていく必要がある。

【収入未済額の状況】

(単位:円、%)

区分	令和3年度	令和4年度	増減額	対前年度比
一般会計	4, 896, 717, 039	4, 595, 755, 671	△300, 961, 368	93.9%
特別会計	1, 420, 275, 703	1, 381, 718, 135	△38, 557, 568	97.3%
計	6, 316, 992, 742	5, 977, 473, 806	△339, 518, 936	94.6%

イ 不納欠損の適正処分

一般会計及び特別会計の不納欠損額は、3 億 8,566 万円余で、前年度に比べ 205 万円余の減となっている。

不納欠損処分は、債権を消滅させるものであるため、債務者の所在や資産等の状況を十分 調査するとともに、時効更新の措置を講じるなど、適切な債権管理を行ったうえで慎重に判 断する必要がある一方、可能な措置を講じてもなお回収が見込めない債権の管理を継続する ことは、事務の効率性を損なうものでもある。

こうした性質に鑑み、県民に対して説明責任が果たせるよう、債権の特性に応じて債権管理状況等を十分検証するとともに、適法性や公平性を確保したうえで、適正に行う必要がある。

(3) 財務に関する適正な事務処理の徹底 (意見書 P10)

本県では、「広島県の内部統制に関する方針」に基づき、財務に関する事務に係る内部統制 体制の整備及び運用を行っている。この内部統制の取組を評価した「令和4年度広島県内部統 制評価報告書」によると、令和4年度についても運用上の重大な不備を把握したため、内部統 制は有効に運用されていないと判断されたところである。

また、令和4年度の定例監査において、これまでの決算審査意見書や監査委員意見書などに おいて適正化を求めてきた契約に係る事務などについて、依然として不適正な処理が見受けら れた。

さらに、公有財産の異動について適正な事務処理に係る周知が図られているにも関わらず、 本年度の決算審査過程において、公有財産の所管課による財産の異動(取得、管理及び処分) に伴う財産台帳への登録が正確に行われていない事例が複数見受けられた。

ついては、実効性のある内部統制を実践し、不適正な事務処理の未然防止や早期発見・是正 の取組を推進するとともに、不適正事案の発生要因を踏まえた適切な対策を講じるなど適正な 事務処理の徹底を図り、適切かつ効率的な業務遂行に努める必要がある。

(4) 財産の適正管理 (意見書 P10~11)

ア ファシリティマネジメントの推進

本県では、令和3年11月に、「広島県公共施設等マネジメント方策」を全部改訂し、県有 資産のマネジメントに取り組んでいるところであり、全庁的な共通認識のもと、施設を必要 なサービス水準で安全に維持していくため、県有施設全体の最適化を図り、最少の経費で最 大の効果をもたらす取組を一層進めていく必要がある。

また、この方策の取組を推進するため策定している施設類型ごとの個別施設計画に基づき、施設総量の最適化や長寿命化などに向けた具体的な取組を着実に進めていく必要がある。

なお、職員宿舎については、これまで、施設総量の最適化に向けて様々な取組が進められてきているが、入居率は低下傾向にあることから、職員宿舎の個別施設計画の策定に合わせ、 今後のあり方について検討する必要がある。

イ 県有施設の安全管理

県有施設の安全管理については、「県有施設安全確保ガイドライン」に基づく安全点検等を実施し、適宜、県有施設の改修等を進めてきた。

将来にわたり、県民の望む施設が安全に利用できるよう、今後とも利用者ニーズの把握や 施設コンセプトの見直しを行いながら、県有施設の安全対策の向上に向けて、全庁的に取り 組む必要がある。

(5) 地方公会計制度への対応 (意見書 P11)

地方公会計制度への対応については、国の要請を受け、平成 28 年度決算から統一的な基準による県全体の財務書類を作成・公表している。

統一的な基準による財務書類は、団体間比較を可能とするだけではなく、予算編成や公共施設マネジメントなどに幅広く活用できるものであることから、適正な財務書類の作成・活用に向け、専門的知識を有する職員の人材育成に取り組み、詳しく分かりやすい財務情報の提供に努めるとともに、行政改革の更なる推進を図るため活用していく必要がある。

令和4年度広島県基金運用状況審査意見書(概要)

1 審査の対象 (意見書 P59)

広島県市町振興基金

2 審査の趣旨

広島県市町振興基金の運用状況の審査に当たっては、運用に関する計数は正確であるか、基金の設置目的に応じて確実かつ効率的に運用されているか、などの点に主眼をおき、広島県監査委員監査基準に準拠して実施した。

3 審査の実施内容

知事から提出された運用状況報告書の計数を点検し、関係諸帳簿及び証拠書類等との照合確認を行うとともに、関係当局の説明を聴取し、既に実施した監査、検査の結果も参考にして慎重に行った。

4 審査の結果及び意見

上記のとおり審査した限り、重要な点において、審査に付された運用状況報告書は、その計 数が正確であると認められた。

一方、基金の設置目的である貸付事業は廃止され、また、貸付金の償還も終了しており、運用 基金としての実態が失われていることから、基金の必要性を含め、今後のあり方を整理する必要 がある。

5 運用の状況 (意見書 P60)

(単位:円)

Þ	,	分	令和3年度	ま末	令和4年度中	の異動の状況	令和4年度	末	(参考) 令和5年5月末
	<u>.</u>))]	現 在	高	増	減	現在	高	出納整理後差引高
				円	円	円		円	円
現		金	4, 963, 900	, 030	744, 451	0	4, 964, 644,	481	4, 330, 987, 481
貸	付	金		0	0	0		0	0
	計		4, 963, 900,	, 030	744, 451	0	4, 964, 644,	481	4, 330, 987, 481

注 参考欄は、令和4年度末現在高に、令和4年度一般会計の令和5年4月・5月(出納整理期間)中の執行に係る増減を反映した額を記載している。

令和4年度広島県公営企業決算審査意見書(概要)

1 審査の対象(意見書 P1)

広島県病院事業会計 広島県工業用水道事業会計 広島県土地造成事業会計 広島県水道用水供給事業会計 広島県流域下水道事業会計

2 審査の趣旨

公営企業決算の審査に当たっては、決算その他関係書類が法令等に適合し、かつ計数は正確であるか、事業の運営が地方公営企業法第3条(経営の基本原則)の趣旨に従って行われたか、それぞれの事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているか、などの点に主眼をおき、広島県監査委員監査基準に準拠して実施した。

3 審査の実施内容

知事から提出された決算書及び附属書類の計数を点検し、関係諸帳簿及び証拠書類等との照合確認を行うとともに、関係当局の説明を聴取し、既に実施した監査、検査の結果も参考にして慎重に行った。

4 審査の結果

上記のとおり審査した限り、重要な点において、審査に付された5事業会計の決算書及び附属 書類は、法令等に適合し、いずれもその計数が正確で、経営成績及び財政状態は適正に表示され ていた。

また、事業の運営については、一部改善を要する事項があったものの、経営の基本原則の趣旨 に従って行われており、おおむね適正と認められた。

事業会計別

<1> 広島県病院事業会計 (意見書 P3~8)

1 決算の概要

(単位:円)

区 分	令和3年度	令和4年度	増減額
総収益	29, 584, 877, 891	29, 514, 834, 523	△70, 043, 368
総費用	26, 916, 153, 675	28, 437, 726, 862	1, 521, 573, 187
純利益	2, 668, 724, 216	1, 077, 107, 661	\triangle 1, 591, 616, 555

令和4年度の純利益は、前年度と比べ減少しており、この主な要因は、新型コロナウイルス 感染症(以下「新型コロナ」という。)対策に係る他会計補助金の繰入に伴う医業外収益の減 少により、経常利益が減少したことによるものである。

2 審査意見

第6次経営計画の更新版に基づいて取組を着実に実施するとともに、地域における良質な医療の確保が図られ、持続的な病院運営が可能となるよう、次の点について重点的に取り組む必要がある。

(1) 地域医療構想等を踏まえた役割の強化

地域医療構想や保健医療計画など県の医療政策に合わせて、県立病院としての役割を発揮 し、県民が安心して保健医療サービスを受けられるように努めること。また、それぞれに担 うべき役割や医療機能に応じた医療人材の確保に取り組むこと。

ア 広島病院

県全体を視野に入れた政策医療の中心的役割である県の基幹病院として、地域の医療機関との機能分化・連携のもと、高度急性期医療機関としての役割を果たすため、高度専門医療の機能強化等により一層取り組むこと。

イ 安芸津病院

二次救急輪番制病院としての役割を果たすとともに、関係機関との連携を強化し、在宅療養支援の充実や在宅復帰支援など地域包括ケアシステムの質の向上に取り組むこと。

(2) 経営基盤の強化

医業収益は新型コロナ前の水準まで回復したものの、患者数は回復しておらず、給与費や 経費などの医業費用も増加しており、病院経営に与える影響は続いていることから、次の点 に留意し、より一層の経営基盤の強化に努めること。

ア 経営力の強化

令和4年度も、新型コロナ対策に係る一般会計補助金が繰り入れられたことにより、資金収支は令和3年度に続きプラスとなったが、会計全体の資金収支バランスに十分留意して有形固定資産への投資判断を行うとともに、資金収支の改善に向けた取組を進めること。

また、次期計画の策定に当たっては、事業を取り巻く環境の変化や「高度医療・人材育成拠点」の整備による医療機関再編の動向を踏まえつつ、医療機能を強化するための機器 更新や導入など、将来の資金需要の的確な把握に努めるとともに、長期の資金収支見通し に基づいて、財務面における課題解決が図られるよう検討を進めること。

イ 医業収益の確保

診療報酬の改定や国の制度変更に対応し、各種加算の取得等に取り組むとともに、新規 入院患者の獲得に努めるなど第6次経営計画の更新版に基づき、両病院の強みや特色を生 かして医業収益の確保に取り組むこと。

ウ 費用合理化対策

材料費の増加傾向や人件費について、全国的な動向を注視しつつ、医業費用の構成比率の検証や類似病院との比較分析を行ったうえで、持続可能な病院経営に向けた費用合理化対策に努めること。特に、類似病院との比較において、費用のうち、人件費をはじめとする医業収益比率の合理化・効率化が進んでいない経営指標の改善に向けて更なる取組を行うこと。

エ 未収金対策の強化

外部委託などによる債権回収業務に着実に取り組むとともに、滞納期間が長期化するほど回収が困難になることを踏まえ、新規の未収金発生の抑制や公費助成案内などの初期対応について、より一層注力すること。

また、診療報酬の請求事務に当たっては、審査支払機関からのレセプト返戻後、速やかに再請求を行うなど、未収金の長期化防止対策の強化を図るとともに、審査支払機関による査定減の発生を可能な限り削減するよう取り組むこと。

(3) 危機管理対応力の強化

ア 災害医療

広島病院については、引き続き基幹災害拠点病院として、DMAT隊の派遣や被災患者の受入など、災害時における継続的・効果的な医療の提供等に努めること。

また、両病院において策定済みの業務継続計画が有効に機能するように、病院事業局全体で、平時において取り組むこと。

イ 施設の耐震化

安芸津病院旧棟の耐震化については、地域の医療ニーズを踏まえたうえで経営の安定化 が図られるようなものとすること。

ウ 設備等の防災対策

基幹災害拠点病院に求められる機能と役割を災害時においても効果的に発揮するため、 浸水想定区域内に立地している広島病院については、浸水被害に対する備えが必要であり、 「高度医療・人材育成拠点」の整備による医療機関再編の動向を踏まえつつ、必要な防災 対策に取り組むこと。

<2> 広島県工業用水道事業会計 (意見書 P29)

1 決算の概要

(単位:円)

区分	令和3年度	令和4年度	増減額
総収益	2, 824, 890, 381	2, 814, 564, 068	△10, 326, 313
総費用	2, 519, 740, 267	6, 366, 446, 570	3, 846, 706, 303
純利益(純損失)	305, 150, 114	△3, 551, 882, 502	△3, 857, 032, 616

令和4年度は純損失が生じており、この主な要因は、太田川東部工業用水道事業に係る 固定資産の減損処理に伴う減損損失の計上などにより、特別損失が皆増したことによるも のである。

2 審査意見

水道用水供給事業及び工業用水道事業は、令和5年4月に広島県水道広域連合企業団に引継がれたところである。

企業団においては、令和5年1月に策定した広域計画に基づき、「上質なサービスの提供」、「施設・維持管理の最適化」、「組織・管理体制の強化」の取組を進め、安全・安心・良質な水を適切な料金で安定的に供給する水道システムの構築が実現されるよう期待する。

<3> 広島県土地造成事業会計 (意見書 P47~50)

1 決算の概要

(単位:円)

区分	令和3年度	令和4年度	増減額
総収益	227, 210, 231	184, 062, 566	△43, 147, 665
総費用	325, 021, 318	281, 194, 173	△43, 827, 145
純利益(純損失)	△97, 811, 087	△97, 131, 607	679, 480

令和4年度の純損失は、前年度に比べ減少しており、この主な要因は、土地分譲の減少により土地売却収益が減少したものの、一般管理費など営業費用の減少により営業利益が改善したことによるものである。

2 審査意見

令和4年度から発生した企業債償還に係る資金不足については、令和5年2月の資金収支見通しによれば、今後も毎年度発生し、企業債の最終償還年度である令和13年度末時点における累積資金不足額は約180億円となる見通しとなっている。

資金不足に対応するため、一般会計からの繰り入れや土地造成事業等債務処理基金への積み立てが行われているが、県民負担を最小にするため、次の点について重点的に取り組む必要がある。

(1) 未分譲地の早期分譲

令和4年度の土地分譲により、竹原工業・流通団地が完売したものの、令和2年度及び令和3年度に完成した本郷産業団地は未分譲となっている。

未分譲地の分譲促進に向けて、引き続き、関係市町と連携して、企業ニーズに対応した誘致 活動を行い、より一層早期分譲に努めること。

(2) 未着手用地の活用策の検討

未着手用地については、一部において、利活用が図られているが、今後も、立地条件等の分析を詳細に行うとともに、未着手用地の保有及び管理に係る経費負担などの経済性・効率性の観点からも十分に検討を行い、関係市町と積極的に連携・調整を図り、土地の特性に見合った利活用や将来の事業化の可能性について、速やかに方針を決定し、対応を進めること。

なお、事業化に当たっては、社会経済情勢や県の厳しい財政状況を踏まえ、企業ニーズをより的確に把握するとともに、事業推進の判断基準となるリスクを適切に評価し、今後の方針を検討すること。

(3) 長期未収債権の回収

債務者の経営状況等に応じ一定の回収は進められているが、未収債権額は依然多額であることから、引き続き債務者の経営状況を把握し協議を行うなど、速やかな回収に努めること。

<4> 広島県水道用水供給事業会計 (意見書 P69)

1 決算の概要

(単位:円)

区分	令和3年度	令和4年度	増減額
総収益	10, 682, 902, 719	10, 622, 028, 497	△60, 874, 222
総費用	8, 434, 030, 888	9, 106, 211, 059	672, 180, 171
純利益	2, 248, 871, 831	1, 515, 817, 438	△733, 054, 393

令和4年度の純利益は、前年度に比べ減少しており、この主な要因は、有収水量の減少に 伴い営業収益が減少したことや、電気料金の高騰による委託料及び動力費の増加に伴い取水、 貯水及び導水費などの営業費用が増加したことによるものである。

2 審杳意見

水道用水供給事業及び工業用水道事業は、令和5年4月に広島県水道広域連合企業団に引継がれたところである。

企業団においては、令和5年1月に策定した広域計画に基づき、「上質なサービスの提供」、「施設・維持管理の最適化」、「組織・管理体制の強化」の取組を進め、安全・安心・良質な水を適切な料金で安定的に供給する水道システムの構築が実現されるよう期待するものである。

<5> 広島県流域下水道事業会計 (意見書 P87~91)

1 決算の概要

(単位:円)

区 分	令和3年度	令和4年度	増減額
総収益	8, 110, 238, 445	8, 562, 819, 839	452, 581, 394
総費用	8, 051, 923, 735	8, 483, 649, 304	431, 725, 569
純利益	58, 314, 710	79, 170, 535	20, 855, 825

令和4年度の純利益は、前年度に比べ増加しており、この主な要因は、違約金の発生に伴う その他特別利益の計上により特別利益が増加したことによるものである。

2 審査意見

将来にわたって安定的に事業を継続していくため、今後の処理水量の減少による処理施設稼働率の低下、汚水処理施設の老朽化の進行などの課題に対応し、公衆衛生の向上と公共用水域の水質保全に向けて、一層効率的な企業経営の実現が図られるよう、次の点について重点的に取り組む必要がある。

(1) 広島県汚水適正処理構想に基づく取組

広域的かつ長期的な観点から、県全体の適正な汚水処理の方向性を整理した「広島県汚水 適正処理構想」の目標達成に向けて、引き続き、流域関連市町等と調整を図りながら、流域 下水道事業として果たすべき役割を着実に実施すること。

(2) 流域下水道施設・設備の適正な維持管理と経費の縮減

今後10年間の収支見通しによると、事業全体では黒字を維持する見込みであるものの、将来的に、減価償却費等に見合う収益の不足や施設・設備の老朽化に伴う更新費用の増加などにより、経営環境が厳しくなることも予想されることから、適正な維持管理や設備投資を行い、安定した経営を維持していくことが不可欠である。

このため、中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」において、経営理念や今後取り 組むべき基本方針を明らかにしたうえで、特に次の点に留意し、事業運営の効率化や経営基 盤の強化に向けた取組を着実に推進すること。

- 施設・設備更新については、ストックマネジメント(資産管理)の確実な実践により、 劣化の状況等を確認し、安全性が確保される場合は更新時期を見直すなど、ライフサイク ルコストの最適化を図ること。
- 処理水量の減少が確実視される中、一定程度の災害対応能力を確保し、施設・設備のダウンサイジング(廃止・統廃合)やスペックダウン(性能の合理化)など、処理水量に見合った適切な規模に見直すことで、更新投資額の縮減を図ること。
- 業務委託している施設の維持管理については、維持管理が適正かつ効果的に行われるよう、業務の効率性や費用対効果を検証するとともに、事業環境の変化を踏まえて、最適な管理運営手法について検討を進めること。

(3) 危機管理体制の見直しと自然災害対策等の推進

東日本大震災における地震・津波被害や平成30年7月豪雨災害における洪水被害などを教訓に、今後起こり得る大規模な地震・豪雨等の自然災害や事故等による被害を最小限に抑えるため、引き続き、広島県下水道公社と連携した危機管理体制について、適宜必要な見直しを行い、流域関連市町等との情報共有や協力体制の構築を進めるとともに、「社会資本総合整備計画」や「広島県汚水適正処理構想」に基づく流域下水道施設の防災・減災対策の取組を着実に実施すること。

(4) 広域化・共同化計画の推進

「広島県下水道事業広域化・共同化計画」に基づき、持続可能な事業運営の確保に向け、 県内市町等と十分な協議・調整を行いながら、施設の広域化や維持管理の共同化、危機管理 の共同化などの具体的な取組を進めていくこと。

(5) 資源・エネルギーの利活用の促進

今後とも、全国的な取組状況も参考にしながら、流域下水道施設の有する資源・エネルギー の利活用に努めていくこと。

令和4年度健全化判断比率審査意見書(概要)

1 審査の対象 (意見書 P1)

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率(以下「健全化判断比率」 という。)

2 審査の趣旨

健全化判断比率の審査に当たっては、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に従って適正に作成されているか、などの点に主眼を置き、広島県監査委員監査基準に準拠して実施した。

3 審査の実施内容

知事から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の計数を 点検し、関係諸帳簿及び証拠書類等との照合確認を行うとともに、関係当局から説明を聴取する などの方法により慎重に行った。

4 審査の結果

上記のとおり審査した限り、重要な点において、審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも法令等の趣旨に従って適正に作成されているものと認められた。

5 健全化判断比率の状況 (意見書 P2)

区 分	令和4年度	前年度	
実質赤字比率	— %	— %	
連結実質赤字比率	— %	— %	
実質公債費比率	13. 7%	13. 5%	
将来負担比率	200. 4%	196. 6%	

早期健全化基準	財政再生基準		
3. 75%	5.0 %		
8. 75%	15.0 %		
25.0 %	35.0 %		
400.0 %			

令和4年度資金不足比率審査意見書(概要)

1 審査の対象 (意見書 P3)

病院事業会計、工業用水道事業会計、土地造成事業会計、水道用水供給事業会計、流域下水道 事業会計及び港湾特別整備事業費特別会計の資金不足比率

2 審査の趣旨

資金不足比率の審査に当たっては、各公営企業の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に従って適正に作成されているか、などの点に主眼を置き、広島県監査委員監査基準に準拠して実施した。

3 審査の実施内容

知事から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の計数を点検し、関係諸帳簿及び証拠書類等との照合確認を行うとともに、関係当局から説明を聴取するなどの方法により慎重に行った。

4 審査の結果

上記のとおり審査した限り、重要な点において、審査に付された各公営企業の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも法令等の趣旨に従って適正に作成されているものと認められた。

5 資金不足比率の状況 (意見書 P4)

区分	令和4年度	前年度
病院事業会計	— %	— %
工業用水道事業会計	— %	— %
土地造成事業会計	— %	— %
水道用水供給事業会計	— %	— %
流域下水道事業会計	— %	— %
港湾特別整備事業費特別会計	— %	— %

経営健全化基準
20.0 %
20.0 %
20.0 %
20.0 %
20.0 %
20.0 %

健全化判断比率及び資金不足比率の対象範囲

